

自由な帝国の臨界

—— 世紀転換期の「南洋」をめぐる言説と実践を焦点に ——

石 原 俊

1 課題と視点

1-1 本稿の課題

—— 「南洋」の系譜学 ——

父島・母島などからなる小笠原諸島は、現在は「日本国」の主権下にあつて、東京都心から南へ約1000kmに位置している。19世紀前中期の太平洋では、照明用燃料などに使われる鯨油の需要を背景に捕鯨業が最盛期を迎えていたが、この時期、「アメリカ合衆国」の船乗りことに捕鯨船員たちは、北西太平洋の海域すなわち「北西隅に[現在の]日本列島、南東隅に小笠原諸島を有する巨大な三角海域」を、「ジャパン・グラウンド Japan Ground」と呼んでいた（Hohman [1928]1972: 149）（森田 1994: 84/112）。周知のように当時、「ジャパン・グラウンド」の北西側に位置する本州・四国・九州から奄美・沖縄諸島にかけての「日本列島」は、幕藩体制と琉球王国による「鎖国」という名の法——実際には、前者は徳川幕府による、後者は薩摩藩の間接統治による、管理交易体制——の下にあり、これらの島々への捕鯨船の寄港は困難だった。「ジャパン・グラウンド」の南東端に位置する小笠原諸島は、記録に残っている限り、短期間の寄留者を除いて19世紀初頭まで無人島であったが、上のような状況下で1830年、ホノルルの「イギリス帝国」領事の援助を受けつつ、捕鯨船の寄港地としての経済的需要を当て込んでオアフ島から父島に航行した、約25人の男女が、初めて長期の入植に成功する。かれらは、野菜・果物・穀物・芋類の栽培、家畜家禽類の放し飼い、ウミガメ漁などによって食料を得る一方、これらを寄港する船舶とくに捕鯨船に売って生計を立てていた（Ruschenberger [1838]1970: 307-310）。その後も小笠原諸島には、欧米諸地域や太平洋諸島などから、入植者、寄港する船からの脱走者、漂流者、略奪者など出身地も経歴も生業も雑多な人びとが上陸または移住してきて、島々を拠点とする自律的な社会的・経済的交通を展開していた（石原 2002a: 208-219）。19世紀半ば

のこの島々は、「ジャパン・グラウンド」を往来する移動民の生活世界の一大結節点——やや踏み込んで言えば中心地——となっていたのである。

ただし、ここで留意しておきたいのは、「ジャパン・グラウンド」の"Japan"は、「日本帝国」やその後継国家たる「日本国」の国境を前提とした、「日本海」「日本列島」などの主権的な表象と、出自を異にしている点である（森田 1994: 84）。当時の"Japan"は、太平洋を移動していた人びとが、船舶と島々につらなる生活世界の中で遂行的に使っていた言葉であった。もちろん、捕鯨業の労働過程は、「アメリカ合衆国」を「中心」とする経済活動の前線に位置していたという意味で、けっして主権的な力とは無縁でなかった。だが、「ジャパン・グラウンド」において、かれら船乗りたちが主権的な法の導入や定着を試みたことは、ほとんどなかったのである。なかでも小笠原諸島は、1830年に入植が開始されてから、1875年に「日本帝国」による本格的な占領が始まるまでの大部分の期間、主権的な力がいまだ既成事実化していない領域であった。

だが小笠原諸島は、「イギリス帝国」、「アメリカ合衆国」、徳川幕府等による領有競争を経た後、主権的国家としての「日本帝国」が形成されていく過程で、「北海道開拓」や「琉球処分」などと並行して、1875年、「小笠原島回収」の名の下に占領され始める。そして、それまでに世界各地から移住していた「外国人」は、「日本帝国」の出先機関の説諭と命令によって、1882年までに全員が「日本帝国」臣民に編入され、「帰化人」と呼ばれるようになっていった。他方で1877年以降、明治政府の法的バックアップの下で、その時点までに「日本帝国」の主権下にあった「内国」の島々から小笠原諸島への殖民が開始された⁽¹⁾。

現在の「日本国」内に住む者の大多数は、「日本帝国」による小笠原諸島の占領の過程や、占領の対象となった人びとについて、ほとんど知らないと言っていい。しかし、小笠原諸島の占領が進展していく19世紀末から20世紀初頭にかけて、この島々をめぐる生活世界は、「日本帝国」の知識人・政治家・実業家・探検家らの耳目を集めていた。当時の小笠原諸島は、「南洋」における交易や殖民を推し進めようとする言説と実践によって、その拠点としてクローズアップされたのであった。

このような「南洋」開発論というべき言説は、矢野 暢が広範に論じている南進論の一部

⁽¹⁾ 1870年代の「日本帝国」による占領の過程で、移動民たちが展開してきた生活世界の状況に対応しながら、小笠原諸島の「外国人」「帰化人」を標的とする主権的な法がどのように導入され、その結果この島々にどのような社会秩序が定着せられ、現在に至るまでいかなる問題が遺されたのかについては、石原(2002a)で詳しく考察した。参照されたい。

としても位置づけられる。矢野は南進論を、「近代日本」が「『南』へ向かって出る論理」[傍点原文ママ]、またはその「論理を汲み上げ、理論化し、そして正当化してみせる『発言』群」の総称、と定義している(矢野 1979: 8-9)。とくに本稿が焦点をあてるのは、矢野が7人の「明治期『南進論』者」と呼ぶ、志賀重昂、服部 徹、菅沼貞風、鈴木経勳、田口卯吉、稲垣満次郎、竹越與三郎の議論のうち、19世紀末に隆盛した言説群と、その直接的・間接的な影響の下に、世紀転換期に「ジャパン・グラウンド」をめぐって展開した諸実践である(矢野 1979: 16/50-52)。

世紀転換期の「日本帝国」から見た「南洋」の範囲は、小笠原諸島を中心として、北隅には伊豆諸島、西端には大東諸島——この島々は、北緯27度線上にほぼ東西に並ぶ父島と沖縄島の間に位置している——を有する領域であり、小笠原諸島を中心のひとつとする「ジャパン・グラウンド」の三角海域と、かなりの部分が重なり合っている。

だが、矢野だけでなく、玉置半右衛門(後述)の諸実践を軸に19世紀末の「日本人」の「南洋進出」の展開について論じた望月雅彦(1992)も、小笠原諸島をめぐる生活世界が「日本帝国」の南進論の中でどのような位置にあったのかについては、ほとんど扱っていない。

これに対して本稿は、小笠原諸島を中心とする「ジャパン・グラウンド」が「南洋」として把握されていく過程で展開した言説と実践こそ、「日本帝国」がその形成と拡大の局面で孕んでいた特異かつ普遍的な傾向性を浮き彫りにする、ひとつの焦点だと考えるものである。

ただし、留意しておきたいのは、小笠原諸島を拠点とする開発論は、19世紀末になって突然現れたわけではない、という点である。後に述べるように、「日本帝国」における「南洋」開発論においては、「自由貿易」論が重要な軸になるが、すでに19世紀中期という早い時期から、小笠原諸島は、「自由貿易」を旗印とする欧米諸帝国の言説と実践によって、焦点となってきたからである。つまり、小笠原諸島を中心のひとつとする「ジャパン・グラウンド」が、「日本帝国」の「南洋」として把握される前から、この海域は「自由貿易」論によってクローズアップされていたのである。

そこで本稿は第一に、「自由貿易」と帝国(主義)に関する従来の社会科学的な方法論に対して、若干の批判的注釈を試み、全体にわたる視点を確保する。第二に、小笠原諸島をめぐって複数の帝国が展開した「自由貿易」論と、それに基づく交易や殖民といった諸実践に、「日本帝国」における「南洋」開発論の系譜をみる。ここではマシュー・ベリー提督やジョン万次郎をめぐる言説や実践が焦点となる。第三に、「日本帝国」の「自由貿

易」論の中で、小笠原諸島とりわけ「帰化人」をめぐる生活世界が、どのように「南洋」の拠点・モデルとして把握されていったのかを、田口卯吉、服部 徹、玉置半右衛門らをめぐる言説と実践を焦点に分析する。第四に、こうした「南洋」開発論の影響下で、「帰化人」をめぐる自律的な生活世界が、どのように介入の対象となっていたのかをみていく。第五に、こうした介入に移住民たちの生活世界がいかに対応していったのかを、筆者が入手した一次資料に基づいて検討する。これらの作業を経て本稿は、小笠原諸島をめぐる生活世界が、「日本帝国」における「自由貿易」路線の理想的な実験場として定位されながら、同時に、その路線自体が必然的に孕んでいた傾向性ゆえに、「日本帝国」の臨界領域として立ち現れてしまうことを、浮き彫りにするだろう。

1-2 本稿の視点

——＜自由貿易の帝国主義＞と国民帝国をめぐる——

「自由貿易」路線とこれに基づく交易や殖民が、生活世界とどのような関係を取り結びながら展開するのかを分析する際、本稿はまず、ジョン・ギャラハーとロナルド・ロビンソンの造語である＜自由貿易の帝国主義＞the imperialism of free tradeという視点を援用する。

ギャラハー＝ロビンソンは、ジョン・ホブスンやウラディミール・レーニンの帝国主義観への根本的批判から出発している。第一に、1880年代を「自由貿易」から「帝国主義」への転換点とみなす、かれらの段階論的帝国主義観に抗して、帝国の膨張の論理には連続性があることを捉えねばならないとする。第二に、膨張の要因を欧州＝「中心」における過剰資本の輸出という経済的事情に求める、かれらの帝国主義観を乗り越えるため、帝国的膨張の政治的・社会的側面を理論化しなければならないとする。第三に、法文上の併合地・植民地（＝「公式帝国」）の拡大のみを帝国主義とみなす、かれらの不十分な観点を乗り越え、「非公式帝国」と「公式帝国」の両路線が併用される総体的な過程として、帝国主義を捉え直さなければならないとする。そしてギャラハー＝ロビンソンは、「新しい領域を膨張しつつある経済に統合していく過程で」、膨張に組み込まれる領域の政治的・社会的状況や「世界全般の情勢」に対応しながら作用する、「政治的機能」として、帝国主義という概念を（再）定義し、帝国主義の性格は、「政治的要素と経済的要素の多様かつ変化する相関関係によって決定される」と（再）定位する。そして、このような帝国主義のあり方が、＜自由貿易の帝国主義＞という概念によって表現されるのである（Gallagher & Robinson [1953]1964: 98-105=1983: 130-143）。

本稿の文脈における＜自由貿易の帝国主義＞概念の有効性については、高橋 章による「アメリカ帝国史」研究の文脈からの整理が、最も参考になる。この分析概念が拓く可能性は、高橋の議論によれば、次のようにまとめられる。

第一に、帝国主義を機能概念として定義し、自由貿易と帝国主義が両立することを論証することにより、帝国主義＝独占資本主義というパラダイムにつきまとう段階論を脱却して、帝国主義を歴史的に究明する道を開いたこと。第二に、「帝国主義＝公式帝国の拡張」という通念を打破し、経済的膨張と非公式支配の拡張を含む帝國的拡大に光を当てたこと。第三に、帝国主義の発動を、膨張する資本主義経済に新しく巻き込まれる領域、つまり「低開発地域」の側の状態から説明しており、ヨーロッパ中心主義的帝国主義論を克服する一つの方向を示唆したこと（高橋 1999: 289）。

この三点目に関しては、「イギリス帝国史」研究の文脈から、平田雅博が同様の議論を展開している。また本稿が、the imperialism of free tradeの訳語に、この国で比較的定着している「自由貿易帝国主義」ではなく＜自由貿易の帝国主義＞を用いるのは、平田が明晰に論じるように、「自由貿易」から「帝国主義」へ、という安易なしかし強固に受容されてきた段階論のストーリーに捕われず、この「一見矛盾し対立する」両者が並存し相補的に作動する点を、巧みに表現できるからである（平田 2000: 4-5/18/20）。

高橋の言葉を借りれば、いわゆる「従属論」にも先立って「帝国主義の発動を」「低開発地域の側の状態から」「歴史的に究明する道を開いた」この帝国論は、帝国の拡大局面で新たに巻き込まれようとする領域における開発の展開を焦点として、生活世界と帝国の関係をつえようとする、本稿の視点にも有効である。

ただし従来、19世紀における「アメリカ合衆国」の海洋への拡大局面は、「イギリス帝国」のそれに比べれば、＜自由貿易の帝国主義＞の理論的文脈では、ほとんど分析されてこなかった。高橋も指摘するように、ギャラハー＝ロビンソン流の＜自由貿易の帝国主義＞概念は、「イギリス一国、あるいは大英帝国だけを対象とした帝国主義論」である以上、あくまで「一帝国史」的視点に留まっていたためである（高橋 1999: 300）。

これに対して高橋が、再度レーニンに遡って、「[レーニンのいう] 帝国主義は本来世界的範疇であり」、「資本主義の最高の段階」として彼が掲げた「帝国主義」の諸条件を個々の国家に機械的にあてはめて、特定の国家がいつから「帝国主義国家」になったのか（時間的区分）、どの領域が「帝国主義国家」の範囲なのか（空間的区分）、といった問いを立ててその解答に汲々としても意味がない、と指摘している点は重要である（高橋 1999: 270-273）。ここからわたしたちは、そもそも帝国主義とは、関係概念として用いられてきたこと、すなわち複数の帝国の＜間＞から不断に（再）構成され続ける過程的・動態的全

体性を表す理論であることを、再確認させられるからである⁽²⁾。

こうした帝国主義概念に沿って「アメリカ合衆国」の拡大局面を捉えようとする高橋は、世紀転換期の「米西戦争」(米—キューバー—フィリピン—スペイン戦争)やハワイ諸島併合などを契機として浮上し始めた「海洋帝国」路線を、次のような時間的・空間的広がりの中に位置づける。

一方で、この「海洋帝国」路線は、「海外植民帝国の建設をめざすものではなく、戦略上・通商上の必要最低限の海外拠点を確保しつつ、主として金融的・通商的進出により世界覇権を達成しようとする」「門戸開放帝国主義」というべき傾向を有しており、「非公式帝国ないし自由貿易政策のアメリカ版」(ウィリアム・A. ウィリアムズ)である点で、「イギリス帝国」の「自由貿易」路線と同時代性をもっているとみなされる。他方で、この路線は、19世紀までの大陸における西漸運動を主導した「自由の帝国」論(トマス・ジェファソン)とも連続性をもっていると指摘される(高橋 1999: 12-13/298)。

ただし、こうした高橋による的確な整理にも、なお問題点が残っていないわけではない。以上の議論は、たとえば次のような事例について説明できないからである。

第一に、「イギリス帝国」の「自由貿易」路線は、そのひとつの帰結として、あの悪名高いベルリン議定書に基づく、欧州諸国によるアフリカ大陸の主権的分割を招いたこと。第二に、「アメリカ合衆国」の「自由の帝国」路線が、「インディアン」の生活空間の収奪を伴う領土的拡大を意味しており、その「門戸開放帝国主義」路線も、ハワイ諸島やグアム島に対しては、拠点確保という名目であくまで主権的・排他的な法を貫徹しようとしたこと。

したがって、上の高橋による整理を本稿に援用するに当たっては、次のような批判的補足が必要になってくる。

まず、＜自由貿易の帝国主義＞概念を「非公式帝国」路線に収斂させる高橋の視点は、帝国の「中心」からのまなざしに(ふたたび)捕われてしまう点である。次に、こうした視点を採るかぎり、「非公式帝国」路線をとっているとみなされた帝国によって、主権的・排他的な法の発動が強力に進められた領域の経験は、不可視化されてしまいがちな点である。

⁽²⁾ このような、＜間＞から形成される関係の全体性としての帝国主義という視点は、「2001.9.11」後の「アメリカ合衆国」で行われた討論において、『帝国』の著者のひとりマイケル・ハートの帝国概念に対して厳しい批判を加えた、長原 豊の議論を参考にしている。資本主義国家論の文脈から国民国家や帝国に関する一般理論構築に取り組んできた長原は、「近代」の帝国に対して現代的帝国の理念型をやや性急に提示しようとするハートに、「[従来の意味での]帝国主義と帝国とのある意味での相剋過程」こそが理論的に追究されるべきだと説いている(ハート・長原 2003: 79)。

ゆえに本稿は、＜自由貿易の帝国主義＞概念を、新たに巻き込んだ領域に対して主権的・排他的な法の貫徹を目指す「公式帝国」路線と、そうした法の貫徹が目指されない「非公式帝国」路線との、混淆状態として位置づけておく。ここで本稿は、高橋が皮肉にもふたたび見落とした、「公式帝国と非公式帝国の差違は、原理的な質の差違ではなく程度の差違である」というギャラハー＝ロビンソンの論点を、改めて思い起こす必要があるだろう（Gallagher & Robinson 1964: 104=1983: 141）。

本稿において、帝国の拡大局面は、新たに巻き込まれようとする人びとの状況に対応した「政治的機能」すなわち不断の取り込みもしくは反乱―鎮圧の過程として、捉えられる。

以上から明らかなように、本稿が論じる帝国は、「自由貿易」路線を掲げながらも、主権的・排他的な法の導入・定着を目指す傾向性を、不可避に内在している。こうした傾向性を捉えるために、続いて本稿は、山室信一が提起する国民帝国という視点を参照しておく。

山室によれば、主権的な国民国家は、領域を確定し内部において均質的統治を図る閉鎖系であり、帝国の祖型たる「世界帝国」（中華帝国やローマ帝国など）は、天や神から委ねられた支配権imperiumが地上において唯一普遍的だという理念の下で絶えず外部領域へと拡大していく開放系である。その上で、「世界帝国」の理念を受け継ぎつつも主権的な国民国家を原理的前提としてのみ成立する「近代の帝国」を、「主権国家体系の下で国民国家の形態を採る本国と異民族・遠隔支配地域から成る複数の政治空間を統合していく統治形態」と定義し、これを国民帝国と名付けている（山室 2003: 89-92）。

「法的一元性を前提として形成された」国民国家に対して、国民帝国は、「本国」の「中心」を頂点に序列化された複数の「（異）法域」の接合体として構成されている。主権的な国民国家を基盤としているため、国民帝国は、原理的には外縁に境界線を確定せず無限に拡張しようとする「世界帝国」と異なって、「明確な国境というボーダー」を有し、「中心」を頂点とする法の下に人びとを排他的に巻き込んでいくものである。ただし国民帝国は、「植民地形成過程や国際法適用過程の相違に応じてパッチワーク的に“できあがっていった”もの」であって、「結果的に異法域結合となってしまった」とも論じられている（山室 2003: 94-95/116-117）。

また山室は、(1) 法的装置としての国民国家は、そもそもの始めから、さまざまな社会的異質性を抱える人びとを内部に統合しようとしながら形作られてきたため、国民国家それ自体に国民帝国へ発展する契機が含まれてきたこと、(2) 「国民国家そのものもまた国

民帝国としての性格を一国内に反射させ凝縮させながら形成されてきた」こと、(3) さらに、この両者が「同時に、しかも不可分の相補性をもって」形成されてきたことを指摘し(山室 2003: 95-97)、国民国家がつねにすでに、複数の法域の接合体としての国民帝国の傾向性を内包していると論じている。

このように、国民帝国(としての国民国家)は、「中心」を頂点とした主権的・排他的かつヒエラルヒッシュな法的構成をもちながら、同時に、なし崩し的に形成される複数の法域の接合体でもある。このような意味において本稿が主に論じる(国民)帝国は、「日本帝国」また「イギリス帝国」「アメリカ合衆国」などである。本稿は以下で、国民帝国という一般名詞ではなく「日本帝国」などの固有名詞を多用するが、この固有名詞にはつねに、ここで定義した国民帝国という一般理論的含意を込めている。また「大日本帝国」という国号が法文上正式に名乗られ始めたのは、大日本帝国憲法が公布された1889年だが、本稿ではこの理論的含意を強調するため、それ以前のこの国にも「日本帝国」という語を用いる。「アメリカ合衆国」と述べられる際にも、この国民帝国の理論的含意が込められている。

本稿が検討する、世紀転換期の「南洋」をめぐる言説群と諸実践は、「自由貿易」を掲げながら主権的である他ない、「日本帝国」という運動体のアポリアが、最も鋭利な形で顕在化した一領域であった。ここでは、＜自由貿易の帝国主義＞のアポリアは、国民帝国のアポリアとして顕在化していくのである。

2 「ジャパン・グラウンド」から「南洋」へ

——小笠原諸島をめぐる「自由貿易」論の形成——

すでにふれたが、小笠原諸島を中心とする「ジャパン・グラウンド」に対しては、19世紀半ば以降、国民帝国の主権のエージェントを自認する官吏や軍人、あるいは実業家・探検家といった人びとが、「自由貿易」を旗印として、これらの島々を世界市場に結び付けるような社会的・経済的交通を拡大しようとしていくが、その皮切りになったのは、1850年代の「アメリカ合衆国」海軍ペリー艦隊の遠征であった。

2-1 ペリー艦隊による領有宣言と殖民計画をめぐる

1853年、蒸気軍艦サスケハナ号を旗艦とし提督マシュー・ペリーが率いる「アメリカ合
Kyoto Journal of Sociology XIII / December 2005

衆国」海軍東インド艦隊は、「自由貿易」を旗印として浦賀へ航行し、徳川幕府に対して、船舶の寄港と上陸の自由、交易関係、外交関係などを保証・促進するような法の改変を要求したが、これに先立ってペリー艦隊は沖縄島に寄港して、琉球王府に対しても「文明国」の名において同様の要求を行っている⁽³⁾。さらにペリーらは、同じく浦賀への航行に先立ち、艦隊の一部を率いて沖縄島から東方へと航行し、同年6月9日から23日まで父島に寄港した。

「アメリカ合衆国」の主権のエージェントを自認していたペリーが、浦賀に先立って沖縄島や小笠原諸島へ航行した目的は、米墨戦争（米—メキシコ戦争）で領有権を得たカリフォルニアと中国大陸との間に——従来の大西洋・喜望峰・インド洋経由でなく——ハワイ諸島を経て太平洋を横断する航路を開拓するため、その寄港地としてこれらの島々を開発することにあった。ペリーは、将来父島に寄港するはずの船舶として、(1) サンフランシスコ—上海間の郵船、(2) 同じくサンフランシスコ—上海間で茶や生糸などを運搬する交易船、(3) 中国大陸からカリフォルニアへと運ばれる苦力^{クーリ}の輸送船、などを想定していた（Hawks 1856: 211-213=1997: 211-213）。

父島でペリーは、将来寄港すべき船舶へ食糧を供給させるために牛・羊・山羊等の動物を放ち、「アメリカ合衆国」出身の移住民ナサニエル・セーボレーNathaniel Savoryから、蒸気船に供給する石炭貯蔵庫用および事務所用の土地を50ドルで買い取った上で、彼にその管理を委託した（小花 1853-1854）（Hawks 1856: 211=1997: 211）（Perry 1968=1985: 148）（Cholmondeley 1915: 94-96）。またペリーは、小笠原諸島に植民地建設のための株式会社を創設し「若い男女」同数からなる移民を送り込むことを提案している（Hawks 1856: 213=1997: 213）。そしてペリーはセーボレーに、「本官の指揮下にあるアメリカ合衆国艦隊の小笠原諸島におけるエージェントagentに任命する」という文書を与えて、彼を「アメリカ合衆国」海軍籍に編入し、「艦隊から上陸するすべての人員の慰安と利益に供すること、また艦隊あるいはアメリカ合衆国に帰属するすべての財産を保護・管理するtake chargeこと」を命じ、これにかかわる権限を付与したのである（小花 1853-1854）（Cholmondeley 1915: 95-96）。

続いてペリーは、沖縄島から浦賀に向かうに先立って、配下のケリー中佐に、小笠原諸島へ航行して「合衆国の立場で正式に領有take formal possession of them on the part of

⁽³⁾ ペリー艦隊の沖縄島への寄港は、それまで欧米諸帝国の船舶が寄港した事例と異なって、島の内部の生活世界にまで決定的な社会変動をもたらす衝撃となった（石原 2003c）（石原 2003d）。こうした沖縄島における社会変動を、艦隊から上陸した将校・水兵たちと島人たちの、具体的な出会い・接触のレベルから捉えようとした試みとして、石原（2003a）（2003b）を参照されたい。

the United States」することを命じている (Perry 1968=1985: 115=221)。ケリーらはこれに従い、1853年10月に父島へ赴き、小笠原諸島の領有を宣言した (小花 1853)。

このペリー艦隊の寄港は、小笠原諸島に対し、「文明国」の名において主権的な法の導入・定着を試みると同時に、「自由貿易」の旗印の下に交易と殖民を企図した、初めての事例だという点で、「ジャパン・グラウンド」における大きな転換を画したと言える。

しかし翌1854年1月、これを伝え聞いた駐香港「イギリス帝国」主席貿易監察官のジョージ・ボンハムから抗議を受けたペリーは、ボンハム宛の書簡を執筆し、「本官はアメリカ合衆国政府から〔小笠原諸島領有について〕なんら特別の命令を受けておらず」、セーボレーからの土地の購入は「まったく私的な性格のもの」である、と回答した (Hawks 1856: 303-306=1997: 303-306)。そして同年4月、ペリーは江戸からセーボレーに宛てた書簡において、次のように通告している。

貴殿もご承知のように、小笠原諸島の主権sovereigntyはまだ定まっておらず、入植者の福利と繁栄という点において、本官が責任を負っている利害関係は、私見ではたんなる一般的な交易上の利益にとどまっています (小花 1853-1854) (Holmondeley 1915: 108)。

ここでペリーは、小笠原諸島に対して「自由貿易」という旗印は降ろしていない。しかし、「アメリカ合衆国」の名による主権的・排他的な法の導入と殖民計画は、頓挫したのである。

2-2 徳川幕府による「取締」と「殖民」をめぐる

だが、ペリーらが小笠原諸島において「住民ヲ集メ説諭シ」、「セーボレーをヲ拔擢シテ島中ノ頭目ト成」すなど、「文明国」のエージェントとして振る舞ったことは、こんどは徳川幕府のこの島々に対する主権的な法意識を触発したようである。1860年代に入る頃には、幕府幹部の間に、この島々へ官吏を派遣し、「取締」すなわち主権的な法の導入そして「殖民」を進めるべきだ、という議論が高まっていく。そして1862年初頭には、外国奉行・水野忠徳率いる幕府の官吏団が、遣米使節団を乗せてカリフォルニアから帰還した蒸気軍艦・咸臨丸に乗って小笠原諸島に航行・上陸し、この島々の移住民である「外国人」に対して、「日本」の名の下に「規則」すなわち主権的な法を導入し始めたのである (小花 1861-1863) (坂田1874-7) (坂田 1874-8)。

この咸臨丸の派遣に先立ち、幕府は欧米諸帝国の公使に向けて、「我南海属島中小笠原島」の「開拓」に着手することを通告している。これに対して、「アメリカ合衆国」公使

タウンゼント・ハリスは、「アメリカ合衆国」籍の「商民此島中にて得たる所之諸免許を保持する事」と回答し、小笠原諸島において「自由貿易」路線が保証されることを求めたのみであった（小花 1861-1863）（坂田 1874-8）。他方、「イギリス帝国」公使ラザーフォード・オールコックも、幕府が小笠原諸島の「所有」と殖民を進めるならば、「外国人」の「自在」な寄港が「妨碍」されない限りにおいてこれを行うべきである、と主張した（小花 1861-1863）。「アメリカ合衆国」や「イギリス帝国」の官吏らは、小笠原諸島が「自由貿易」を保証する国際法体系の下に組み込まれれば、幕府による排他的な法の導入と殖民政策には反対しない、という立場を選んだのである。

また興味深いのは、徳川幕府が、小笠原諸島に対する主権的・排他的な法の導入にこだわる一方で、すでに入植していた「外国人」が開墾した土地については私有を認め、「外国」籍の船舶の自由な入港を保証し、交易品に対する関税を賦課しない、などのさまざまな例外的な法を導入した点である（坂田 1874-8）。このことは、「イギリス帝国」や「アメリカ合衆国」などが小笠原諸島に対して掲げていた「自由貿易」路線を、徳川幕府がほぼ受け容れたことを意味している。

そして幕府は、八丈島の農民男女15人ずつと大工ら職人8人の計38人を父島に移住させ、小笠原諸島の殖民に着手した（小花 1861-1863）。この政策も、「自由貿易」を掲げるペリーらが企図していた、既述の小笠原諸島への殖民計画と、連続性を持っている。

すなわちこの殖民は、「ジャパン・グラウンド」が「日本帝国」の「自由貿易」路線に取り込まれていく、起点となったのである。

2-3 ジョン万次郎をめぐる言説と実践

この徳川幕府による「取締」と「殖民」は、約1年半にわたって展開したが、これもまた頓挫してしまっている。1863年6月、「生麦事件」などを理由に「イギリス帝国」軍や「フランス帝国」軍が横浜の居留地を占領状態に置く中で、幕府は小笠原諸島の官吏団と入植者を引き揚げさせたからである。

しかしながら、以下にみるように、この1860年代の徳川幕府による「取締」と「殖民」に深く関与した人びとに主導され、このとき導入された法と殖民政策の方法を受け継ぎながら、19世紀後半から世紀転換期における小笠原諸島そして「南洋」の開発は、展開していくのである。

まず、この官吏団には、すでに小笠原諸島付近における捕鯨業の開発を幕府に申請して

いた中濱萬次郎という男が、「英語熟達」と「小笠原島へ罷越」た経験を買われ、「通詞」として参加していた（小花1861-1863）（坂田 1874-7）。この男こそ、漂流民として「アメリカ合衆国」籍の捕鯨船に救出され、マサチューセッツ州に滞在して語学・数学などを学んだ後、捕鯨船員として世界中の海と島々を巡り、航海術・測量術・捕鯨術といった技法を獲得していた、土佐出身の万次郎（いわゆるジョン万次郎）にほかならない。万次郎は1851年に、琉球王国下の沖縄島に上陸した後、薩摩などを經由して幕藩体制下に帰還し、士分に登用され江戸に滞在していた。

万次郎は、薩摩藩主の島津斉彬の聴取に対して、「アメリカ合衆国」にはカリフォルニアを經由して香港や上海との間に交易路を拓く計画があり、その航路が「九州地方之海上」に当たるので、「出崎嶋」に「火輪船」（＝蒸気船）のための「人を付置、炭を儲へ置」く所（＝貯炭所）が確保できるよう望んでいるが、軍事行動によって「土地を貪る存意」はないらしい、と強調していた（堀・竝野 [1851]2001: 305）。万次郎は、幕府による聴取に対しても、次のように力説している。

「已前相州浦賀表へ来ル大船ハ、軍船ニハアラズ、測量ナトスル船ニテ、来ル子細ハ船杯漂流ノセツ、薪水ノ憂ヲスクワンコトヲタノミタク、モシ容易ニ相成トキハ、人質ニテモヲキ可申儀申入候含ノ處、日本人殊の外騒キタリトテ、アキレ居申候」（江戸幕府 [1853]2001: 458）。

万次郎は、当時の「海洋帝国」としての「アメリカ合衆国」が標榜していた「自由貿易」路線を、ペリー艦隊の遠征にも先立って、すでに幕藩体制下に移入していた人物なのである。

「通詞」として小笠原諸島に渡航した万次郎は、この島々の「外国人」たる移住民に対して「日本」の名による法を発動する際に、主権のエージェントとしての役割を果たしながら、ふたたび「ジャパン・グラウンド」の海域における捕鯨業の開発を目論むようになった。そして万次郎は1863年、自らの英学の弟子であった越後の富農・平野廉蔵が購入した「アメリカ合衆国」産のスクナー（縦二帆式の帆船）を「壱番丸」と名づけ、この船長として小笠原諸島周辺への捕鯨航海を成功させる。すでに捕鯨船員や幕府の官吏団の一員として寄港・上陸した経験から「小笠原島在住及在留の外國人」に元捕鯨船員が多いことを知っていた万次郎は、父島に入港すると、「外國人」と八丈島からの入植者数人を船員として雇用し、鯨数頭の捕獲に成功している（坂田 1874-13）（外務省 1987: 494-496）。万次郎が小笠原諸島付近で試みたのは「米国式」の商業捕鯨であり、彼は幕府への上申書の中で、この開発によって「御國益は勿論自然と航海術も相学」ぶことになる、と説いている（小花 1861-1863）（坂田 1874-7）。

万次郎が主導した実践は、「ジャパン・グラウンド」における社会的・経済的交通を、「日本帝国」の「南洋」開発政策に取り込んでいこうとした、最初の試みとして位置づけられる。

次に、この万次郎らと行動を共にした、外国方定役の小花作之助という人物である。小花は、父島に設置された幕府の「役所」＝出先機関において、主権的な法の発動と殖民を前線で主導する役割を果たした（坂田 1874-10）（小花 1861-1863）。「明治維新」後に小花作助と改名する彼は、1870年代後半になって、明治政府による小笠原諸島への法の導入と殖民政策の責任者となり、初代の小笠原島内務省出張所長にも任じられ、占領を前線で主導していくことになる。小花率いる明治政府の官吏団が導入した「規則」は、徳川幕府が小笠原諸島の「外国人」に対して導入しようとした「規則」を、開墾地私有の容認や入港船・交易品への非課税などを含め、ほぼそのまま引き継いでいた（外務省 1955: 502-505）。また小花は、明治政府の下でも徳川幕府時代と同じく、八丈島から小笠原諸島への殖民政策を推進したのであった。

最後に、八丈島からの殖民団38人の中に大工として名が記されている、半右衛門という男である。「明治維新」後、玉置半右衛門と名乗る彼は、1870年代に小花の指揮下で、明治政府が進める小笠原諸島開発のための公共事業を請け負って、蓄財に成功する。そして玉置は、小笠原諸島を皮切りに、「ジャパン・グラウンド」―「南洋」の島々において、「日本帝国」における「自由貿易」路線を前線で実践に移していくのである。

2-4 「ジャパン・グラウンド」から「南洋」へ

以上の検討から、まず次のようなことがわかる。

第一に、ペリー艦隊の「ジャパン・グラウンド」に対する開発計画に表れるような、19世紀半ばの「アメリカ合衆国」における「海洋帝国」への志向性は、「大陸帝国」への志向性を表す「自由の帝国」路線から連続性をもつと同時に、太平洋をめぐる「アメリカ合衆国」と表面的には対抗関係にあった、同時期の「イギリス帝国」における「自由貿易」路線とも、相似的・相補的關係をもっていること。第二に、こうした「ジャパン・グラウンド」に対する開発計画は、万次郎そしてペリー艦隊などが「アメリカ合衆国」から幕藩体制下に移入した「自由貿易」論によって、補強されていったこと。第三に、この「ジャパン・グラウンド」を焦点とする交易・殖民論は、徳川幕府の官吏として小笠原諸

島の開発に携わった万次郎から半右衛門を経て、世紀転換期の「日本帝国」において「南洋」開発論を唱導した人びとにいたるまで、揺れをはらみながらも引き継がれていったこと。

ここからは、「ジャパン・グラウンド」をめぐる一見対抗関係にあった複数の帝国が、小笠原諸島を焦点としてみれば、実際には相互にきわめて似かよった傾向性を帯びていることが明らかになる。また、「日本帝国」における「南洋」、あるいは「南洋」にとっての「日本帝国」は、そうした相似形の結実として形作られてきたことが、浮き彫りになってくるだろう。小笠原諸島をめぐる醸成されてきた開発の水脈は、先に論じた、時間的分や区間的区分に捕われない関係的な——「世界的範疇」としての——帝国主義の視座から、捉えられるべきである。

「ジャパン・グラウンド」が「日本帝国」の「南洋」として取り込まれていく過程は、グローバルに展開する「自由貿易」路線の下での、開発の進展を意味したのである。

また、ここで留意しておきたいが、19世紀半ばにおける小笠原諸島の開発が、「イギリス帝国」や「アメリカ合衆国」によって主導された「自由貿易」路線と「外交」交渉の下で「平和」裏に展開した、といった見方は表層的である。

みてきたように、たとえばペリー艦隊は、幕藩体制下の本州・四国・九州の3島とその周辺の島々に対しては直接的な軍事占領の企図をもたなかった一方で、小笠原諸島に対しては、じっさいに領有を宣言し、一時的にせよ「アメリカ合衆国」海軍の保護下に置いたのであり、沖縄島に対しても、先の3島で寄港地の確保に失敗した場合には、軍事行動によって「米国旗の監督下に置くtake under the surveillance of the American flag」ことも想定していた（U.S. Senate 1852-1855: 109）。また、徳川幕府やその官吏団の一員であった万次郎らも、「自由貿易」路線に則って小笠原諸島を拠点とする開発を進めると同時に、「日本」の名による主権的・排他的な法の導入・定着を推し進めようとしていったのである。

つまりこれらの企図は、「ジャパン・グラウンド」に主権の名による一法域を作り上げることで、その島々を国民帝国の一部として取り込んでいこうとする動きであった。したがって、19世紀中期から後半にかけて、「ジャパン・グラウンド」の島々に対する開発政策は、「自由貿易」路線を基調としながら、「非公式帝国」と「公式帝国」の傾向性が並存する戦略となって表れた、とみるべきである。この意味において、19世紀半ばの小笠原諸島は、すでに＜自由貿易の帝国主義＞の前線に置かれ始めていたのである。

3 「南洋」開発論の形成と展開

——「南洋」の拠点としての小笠原諸島をめぐる——

3-1 小笠原諸島の占領と「帰化人」をめぐる法の導入

1867年末のクーデタによって徳川幕府から政権を奪った明治政府は、1875年12月、先述の小花作助らからなる官吏団を蒸気軍艦・明治丸で小笠原諸島に派遣し、この島々の「外国人」に、「後來此島ニ發令アルヘキ」あらゆる法の「遵守」を誓約する「受書」への署名を命じた（外務省 1955: 489）。小笠原諸島において「日本帝国」の主権の名において最初に発動されたのは、この島々に住む「外国人」を固有の標的として、その後「日本帝国」の名において発動されるすべての法への服従を要求するという、自己言及的で例外的な法的措置であった。翌1876年10月、明治政府は欧米諸帝国の公使に向け、同諸島の移住民に対して主権的な「規則に従ひ取締」を行うと通告した。そして「内國」からの入植が開始される直前の1877年2月に、父島に駐在していた小花作助率いる官吏団は、父島と母島の居住者をそれぞれ召集し、「規則」の発動を正式に宣言したのである。

ここで発動された「小笠原島規則」の第1条は、「島中ノ人民永住寄留ヲ論セス總テ島廳へ届出島則ヲ守ルヘキ事」を改めて要求した。この条文は、小笠原諸島の移住民たちに対して、——この「島規則」そのものを含め——以降「日本」の名において発動されるすべての法に同意することを求めている。上述の「受書」への署名を命じた際に、「外国人」を標的として発動された例外的措置が、ここで定着せられていったのである。

また「島規則」第2条は、「島中ノ人民生死婚嫁及他行歸島共總テ島廳へ可届出事」と命じ、移住民の人口動態だけでなく島の外部との移動も「日本帝国」の官吏による掌握下に置かれていった（外務省 1955: 502-505）。

他方で「小笠原島港規則」においては、入港する船舶の国籍、乗組員の姓名、「積荷ノ品名數量及渡來ノ趣意」などを申告させることに力点が置かれ、「外國」籍の船舶の入港は黙認・追認され続けた。また「内地」の「開港場」で徴集されていた「内外ノ船舶出入港手数料」等は賦課されず、さらに「小笠原島規則」においては、島へ／から移出入される物資は、それが「外國」との間で取引されるものであっても——同じく「開港場」の場合と異なり——「當分ノ内無税」にするという例外的措置が発動された（外務省 1955: 502-503）。

さらに、「島規則」によって、「外国人」が「從來開墾」していた土地については、「私有を許す地」とされ「券状」＝地券が与えられた（外務省 1955: 502-505）。

そして、「日本帝国」の主権の名において、移住民らの生活世界を掌握しながら上記のような法を執行していく出先機関として、内務省小笠原島出張所が設置された。出張所長には、「職制」として「全島一切の事務を管理し内外居留人民保護開拓の事を掌る」権限が委任され、(1) 警察権を含む行政権と、(2) 検察権と裁判権を兼ねた司法権が、一手に集中されていた（小花 1873-1876a）（外務省 1955: 502）。つまり、主権の強力なエージェントとしての地位が保証されていたのである。初代出張所長に任じられたのは、すでにふれたように小花である。この出張所長の権限は、1880年10月に小笠原諸島の管轄が東京府小笠原島出張所に移された際に、「知事の命を受け布告布達命令を島内に施行し、居住内外國人民の警察開拓殖産」を「總理」する、と明文化された（東京都 1973: 2）。

また内務省出張所の「事務章程」は、諸「規則」の改定を行う場合や「付來舶ノ外國人ト島外ノ事件ニ付談判」する際には知事の決裁を求めたが、諸「規則」の執行や入港する船舶の乗組員への対応、新規事業の開拓、土地の開墾などは、現場の官吏の判断に大幅に委任した（小花 1873-1876b）。この「事務章程」は軽微な変更を経て、ほぼ東京府出張所に引き継がれている（東京都 1973: 2-5）。

1886年には、東京府出張所に代わって東京府小笠原島庁が設置され、出張所長の官職が島司と改められたが、この島司には地方官官制によって「知事ノ委任スル條項ハ便宜之ヲ施行スル」権限が付与されていた（東京都 1980: 57-64/300/476）。こうして、出先機関の裁量はさらに強化されていったのである。

以上のように、小笠原諸島で「外国人」「帰化人」と呼ばれた人びとは、一方で、さまざまな例外的措置を介して、「日本帝国」の主権的・排他的な法に巻き込まれていった。他方で、この島々を結節点としてかれらが培ってきた社会的・経済的交通は、さまざまな例外的措置によって黙認されていった。そして、こうした例外的な法の臨機応変な運用は、前線に置かれた主権のエージェントの判断に、大幅に任されていた。こうして、「ジャパン・グラウンド」の一大中心地であった小笠原諸島は、国民帝国の一法域に取り込まれていったのである。

3-2 服部 徹をめぐる言説と実践

上のように「日本帝国」による小笠原諸島の占領が展開していく中で、1887年11月、その10年前に小花ら明治政府の官吏団を乗せて小笠原諸島に航行した明治丸が、伊豆諸島から小笠原諸島を経て硫黄諸島まで巡航した。この「南洋」巡航は、横尾東作らが榎本武揚

へ硫黄諸島の開発を建議し「南洋公會設立大意」を起草して実現させた企画であった。明治丸には、元薩摩藩士の高崎五六・東京府知事や『東京絵入新聞』記者の渡邊義方らとともに、元土佐藩士の服部 徹が乗っていた（望月 1992: 44/47）。服部は東京への帰還後、渡邊と協力して、『日本之南洋』と題する書を執筆・刊行する。

この書で服部らは、志賀重昂が自分の造語だと主張していた「南洋」という語を援用しつつ、伊豆諸島から、小笠原・硫黄諸島を経て、当時スペインが領有権を主張していたミクロネシアまでの海と島々を総称して、「日本之南洋」と名付け、「今日我南洋論ノ必要ナル」ことを説いている（服部・渡邊 1888: 1-4）。矢野 暢が指摘するように、「南洋」という語を最初に用いたのは志賀ではなかったのだが、「日本帝国」において、「東洋」とも「西洋」とも違う領域概念として「南洋」を措定したのは、彼が初めてであった（矢野 1979: 26）。その上で服部らは、「皇州の南門」たる小笠原諸島に注目し、「海陸の物産」と「良港湾」を有し「物産的ニ軍備的ニ實ニ主要の良島」たるこの島々こそ、「南洋」の中心拠点であると強調したのである（服部 1888a: 1-3）。

また服部は、『日本之南洋』刊行の翌月、「將來ニ望アリテ我近南洋ノ經濟ニ關係アル」小笠原諸島の水産物と陸産物について概説した、小冊子を編んでいる（服部 1888b: 2）。翌年服部は、母親とともに父島に移住し、この地で『南洋策』を著することになる（横尾 1891: 1）。ここで服部は、自らの「南洋策」を「日本帝國」の「南洋群島經略の一手手段」として位置づけ、その二大軸に「南洋の通商貿易」と「南洋の拓地殖民」を掲げる（服部 1891: 3-9）。そして服部は、「歐州列國」に「所謂植民政略ナルモノ流行シ」ている中で、1886年に「ドイツ帝國」がスペインに代わってマーシャル諸島の主権を主張し始め、さらにマリアナ・カロリン・フィリピン諸島も「獨逸ノ爲ニ危ふ」と警戒感を示している。彼は、かつてペリー艦隊が沖縄諸島の「占領」を企図していたことや小笠原諸島を「米領トナシ」たことを引き合いに出して、両諸島の軍事的・地政学的重要性を強調しながら、「我南門」たる両諸島に「其 [= 「ドイツ帝國」のミクロネシア占領の] 餘波疾ク馳セ來」ることへの懸念を表明するのである（服部 1891: 24-25/125-127/138/140-144）。服部にとって、「ドイツ帝國」の「公式帝國」としての拡大は、「日本帝國」の「南洋」における交易・殖民の展開にとって、現実的な脅威として感じられたのである。

3-3 田口卯吉をめぐる言説と実践

この服部らの「南洋」開発論＝南進論を主導した有力者として、明治丸の巡航を実現さ

せた前述の横尾東作のほか、「イギリス帝国」における自由主義経済学などの影響下で「日本帝国」において政治経済学を創始し、「自由貿易」路線を基調とする強力な政策的論陣を張った、田口卯吉の名を欠かすことはできない。田口の「自由貿易」路線は、交易に対する障壁の徹底的な除去——保護関税の廃止、鉄道や海運の整備による交易路の拡大など——を主張するものであった。これによって、各地域の商品の多寡が平均化され、自ずと地域間の分業が発達し、「富国」「貧国」それぞれに見合った商品の輸入のあり方と、各地域において專業化された生産物の輸出態勢が、自然に形成されていく、という楽観的な見通しを持っていたからである。しかも彼の経済思想は、世界市場における不均等（化）の問題をほぼ等閑視していた（田口 1877: 31-67）（松野尾 1996: 29-44）。こうした思想的水脈は、彼の南進論に関わる言説や実践を考える際に、きわめて重要な点である。

その田口が、19世紀後半とくに日清戦争にいたるまで、「日本帝国」にとっての「自由貿易」のフィールドとして着目していたのは、「南洋諸島」であった。彼は、すでに「南洋諸島」の大部分が欧州諸帝国によって「所屬たることを宣言」されてしまっているのは残念だと述べる。しかし田口は、欧州諸帝国による統治や「経営」も実効性には乏しいので、「日本人民」が「土地を買入れ」、「殖民を興」し、「通商貿易を行」うことも、「實に自由」だと強調する。そして、こうした「南洋諸島」における開発と「國防」には海軍力を使用するのが適当だが、むやみに軍艦数を増やして海軍力の増強を図るのではなく、「商業艦隊の増進」に力を入れることによって「節儉なる國防」力の下で「南洋諸島の貿易を増進」するべきだ、と主張するのである（田口 [1890]1990a: 372-373）。さらに田口は、このようなミクロネシアへの「日本人」の「移殖」と「開發」は、小花らが主導した小笠原諸島の先例に学んで行われるべきだ、と論じている（田口 [1890]1990b: 529）。

田口も服部と同様、北西太平洋随一の「良港」を有する小笠原諸島が、「日本帝国」にとっての「國防」の重要地点だと指摘している。だが田口は、『南洋策』の服部とはやや異なり、当面太平洋をめぐる「俄に開戦の虞」がない以上、この島々に対して軍事費を注ぎ込むより、特例的な法によって関税的障壁が取り除かれた「自由開港場となす」ことこそ、「國防上」の重要性に対して「日本政府」が与えるべき「特典」である、と議論を進めるのである。

田口にとって小笠原諸島は、「日本帝国」における「自由貿易」路線の中心地であり、「我邦の香港」となるべき島々にほかならなかった（田口 [1891]1990b: 377-379）。

田口自身は、1887年の明治丸の「南洋」巡航には参加していなかったが、帰還後の高崎・東京府知事から、東京府士族授産金を小笠原諸島の水産事業開発に運用してほしいと

依頼された（田口 [1890]1990b: 520）（田口 [1890]1990c: 534）¹¹⁾。高崎の説得に応じた田口らは南島商會を組織し、1890年5月、授産金で購入した90トンほどのスクーター「天佑丸」に交易品を積み込み、鈴木經勲を水先案内役として、父島からグアム・ヤップ・パラオ・ポナペの島々へと航行して、「内地」とこれらの島々の間を巡航する交易路の開発を図り、結局ポナペ島に南島商會の支店を設置した（田口 [1891]1990a: 375-377）¹⁵⁾。同乗した鈴木は、横浜の居留地に住んでいた「イギリス帝国」籍の男が所有するラッコ獵船に雇われて、かつて千島列島方面におもむいたことがあり、1887～88年頃には、硫黄諸島からミッドウェイ島などへと航海した経験も持っていた（矢野 1979: 35-36）¹⁶⁾。

以上から確認されるように、「自由貿易」路線を基調として展開された「南洋」論をめぐる言説と実践は、軍事と経済への力の配分にやや差異があるとはいえ、小笠原・硫黄諸島以南への「日本帝国」の領土的拡張を前面に押し出さず、殖民と交易の拡大などに重点を置いていた（望月 1992: 50）。そして、その殖民や交易のモデル・拠点、小笠原諸島に求められたのである。

3-4 玉置半右衛門をめぐる実践

そして、田口、横尾、服部らの南進論を前線で主導し、小笠原諸島に続いて鳥島や南大東島（ラサ島）の殖民・開発を実践に移していったのが、玉置半右衛門である。すでにふれたように、この玉置は1870年代後半、小花らが主導した明治政府による小笠原諸島の開発政策の初期に、明治政府が入植者に供給する食料の調達や、内務省出張所の庁舎建設事業などを請負って、かなりの利益を得ていた（小花 1878a）（小花 1878b）（小花 1878c）（小花 1878-1880）¹⁷⁾。

¹¹⁾ この士族授産金は、廃藩置県や秩禄処分で定収入を打ち切られた士族が、起業を試みる際の貸付金、貧窮化した場合の救済金、などに充てることを目的として、政府や府県が運用していた予算であった。しかし旧幕臣である田口は、当の東京府下の士族から、この授産金を私物化していると批難されたのであった。この授産金運用問題の顛末については、松平(1989: 153-159)を参照。

¹⁵⁾ 武藤秀太郎は、田口が士族授産金を用いて「南洋」での交易や殖民を展開しようとしたのは、自身が主張していた「内地雑居」＝居留地撤廃に伴う「自由交易」の展開に備えて、「遊民」化している士族の雇用創出を図るためだったとみる(武藤 2003: 55)。

¹⁶⁾ 南島商會の経営権は、田口らの東京への帰還後、東京府士族総代会に引き継がれたが、結局商會は解散され、その資産は士族に分配されている(田口 [1890]1990c: 534)。だがその後も、「天佑丸」と南島商會のポナペ支店を購入した小美田利義らによって、「日本帝国」におけるミクロネシア交易は継続・拡大していく。

¹⁷⁾ この点について最初に指摘したのは、鈴木高弘(1990: 55)である。

かつて万次郎が漂着し生き延びた鳥島の開発を申請していた玉置は、1887年の明治丸の「南洋」巡航時に、その配下の者たちとともに便乗を許されていた。玉置は、明治丸が八丈島に寄港した際にさらに5人をリクルートし、八丈島と小笠原諸島の間位置する鳥島で下船した。その後「内地」に帰還し再び鳥島に渡った玉置は、開発の端緒として牧畜業などを試みた後、アホウドリの大量捕獲とその羽毛の輸出によって巨利を得る。そして、1900年には南大東島に航行し、糖業を軸とする殖民に着手するのである。

望月雅彦は、当時の南進論者にとっての大東諸島は、沖縄県の一部というより「南洋」の島々のひとつとして認識されていた、という重要な指摘を行っている(望月 1992: 43-46)。この意味において、玉置が開発を主導した島々こそが、19世紀の「日本帝国」にとっての「南洋」であった、と言っても過言ではないのである⁽⁸⁾。

4 「帰化人」をめぐる生活世界の＜発見＞

——「自由貿易」の実験場としての小笠原諸島をめぐる——

4-1 服部における「帰化人」へのまなざし

服部らの眼には、「南洋」開発論の拠点でありモデルでもあった小笠原諸島の生活世界は、「歸化人〔内国〕からの」移住人ノ別ナク氣候風土ノ暮シ易キニ慣レ其性質一般怠惰ノ風アリ」と映ったようである。ただし一方で、「衣食住ト職業財産等ノ事」について観察するなら、「歸化人ノ處世移住人ニ優ル數等ナル」ことも明らかであった。

服部らは、「内國人」について、「内地ニテ破産失敗ノ徒」も多く、「開拓殖産ノ道ヲ營ミ永遠ノ希望アルモノ」もいる一方で、「頗ル輕薄ニシテ懶惰」で「眼前ノ浮利」に「汲々」とする者もすくなくない、と評している。これに比べて、「歸化人」については、次のように良好な生計の状態が報告されている。かれらは、「勞力ヲ厭ヒ定マレル職業」

⁽⁸⁾ また服部は、小笠原諸島への渡航・居住の際、当時小笠原諸島に身を隠していた金玉均とも、交流をもっている。いうまでもなくこの金は、李朝統治下の朝鮮で「明治維新」を模倣したクーデタを試みて失敗し、明治政府の下に亡命した男である。彼は、明治政府の保護・監視下に置かれながら、北海道や小笠原諸島などを転々とさせられていた。服部ら「南洋」開発論者は、朝鮮における「開國主義」すなわち「自由貿易」主義の「英雄」として、金に並々ならぬ好意を寄せていた(服部・渡邊 1888: 149-151)。服部はその後、釜山の『東亜貿易新聞』の主筆として朝鮮半島に渡るが(長谷川 1998: 453)、帰還後には、朝鮮において金らと天祐峽一東学党が明治政府を模倣した「開化主義」の政権を樹立する、という筋書きの政治小説を発表している(服部 [1894]1998: 16-17)。19世紀の「自由貿易」路線の影響下で展開した「南洋」開発論は、「日本帝国」による朝鮮半島への「帝国主義」的な動力と、つらなっていたのである。世紀転換期の小笠原諸島をめぐる生活世界を起点に、南進論・「自由貿易」論・「帝国主義」・「アジア主義」など「日本帝国」をめぐる思想的・実践的つらなりを本格的に見通す作業は、今後の課題として残されている。

には就いていないが、「年期ヲ定メ臘虎船及鯨獵船ニ雇ハレ」、「海ニ入テ緑攜龜 [=ウミガメ] ヲ捕ヘ」、「野ニ出テテハ穀菜ヲ耕シ牛豚ヲ牧シ家禽ヲ養ヒ」、「鯨船ノ入港スルニ際シテハ」これらの産物を「他ノ物品ト交易」しており、「若干ノ金ヲ積ムモノ」も出てきている。そして服部らは、「其生計ノ度移住人ニ及フ所ニアラサルナリ」と結論づける。

ここで服部らがいう「歸化人」の交易相手の「鯨船」とは、その大半が「日本帝国」からみて「外国」船であった。先述の小笠原諸島を例外的領域とする「日本帝国」の法の下で、「帰化人」と呼ばれるようになった人びとは、寄港する「外国」船の乗組員と、国境を越える無関税の取引を引き続き展開していた。小笠原諸島の移住民たちが1830年代以来展開してきた社会的・経済的交通は、「日本帝国」の出先機関によって一定掌握されながらも、「日本帝国」の国境を越えつつ継続していたのである⁹⁹⁾。

また、「年期ヲ定メ」て「歸化人」が雇われたという「臘虎船及鯨獵船 [じっさいにはラッコ猟船およびオットセイ猟船]」も、「日本帝国」からみれば「外国」船であった。米大陸で原油が採掘され始め鯨油の需要が低落し、「ジャパン・グラウンド」における捕鯨船の活動も次第に減退していく中で、小笠原諸島で「帰化人」と呼ばれた男たちは、1870年代後半になると、毛皮の採取を目的として千島列島・カムチャッカ半島沿岸に向かうラッコ猟船やオットセイ猟船に、銃手として季節雇用され、生計を立てるようになっていった。かれらがこうした労働現場を選んだ理由は、捕鯨船における漁労や島における狩猟で培ってきた射撃やボート操縦の技法が評価され、比較的良好な収入と労働環境が保証されたからであった。かれらはたんに、「外国」船に長期雇用されただけではない。毎年、「外国」船の乗組員として猟場におもむく過程で、しばしば（カムチャッカ半島を領有する）「ロシア帝国」や（当時千島列島を領有していた）「日本帝国」自身の「国境侵犯」にも加担するという、複雑で越境的な軌跡を辿っていたのである¹⁰⁰⁾。

加えて服部らは、「歸化人」が「我移住人」より先に入植したため、「島中ノ主要ナル部分ヲ占有シタ」ことを、両者の経済的格差の重要な原因だとみなしている。1888年の時点では、父島と母島の開墾地の「三分ノ一ノ沃土」が「僅々タル歸化人が占ムル所」となっていたという（服部・渡邊 1888: 80-86）。

そして服部は、以上の状況分析を踏まえつつ、小笠原諸島の開発における「帰化人」と「内国人」の関係について、次のような見通しを述べるのである。

⁹⁹⁾ このような、「日本帝国」占領下で「帰化人」をめぐる展開していた自律的で越境的な取引活動の展開については、石原(2006a)で詳しく論じている。

¹⁰⁰⁾ こうした「帰化人」をめぐる自律的で越境的な漁労の展開についても、石原(2006a)で詳論している。参照されたい。

嗚呼此島ノ前途唯恐ルヘキハ此歸化人ニアルナリ [[内国] からの] 移住人ニシテ今ヨリ之ヲ戒メ而シテ勉メスハ終ニ彼レカ奴僕タルヲ免レサルヘシ戒メサルヘケンヤ努メサルヘケンヤ (服部・渡邊 1888: 86) [傍点原文ママ]

ただし服部らは、小笠原諸島の海上防衛＝外部からの脅威については、それなりの注意を払うべきだとする一方で、この島々を拠点に国境を越える自律的な実践を展開していた「歸化人」については、「一島 [=小笠原諸島] ノ施政」が例外的な法の運用に拠りつつも「確然トシテ整ヒ」、かれらも「亦幾分カ教化ニ服浴スルノ徒」であると述べ、「日本帝国」の主権的な法の維持にとって内部的な脅威だとはみなしていない (服部・渡邊 1888: 145-146)。

ここでも服部らは、「日本帝国」が小笠原諸島に対して「公式帝国」としての立場——すなわち「日本帝国」の主権的・排他的な一法域——を維持できれば、それでよかったのである。

4-2 田口における「帰化人」へのまなざし

田口もまた、天佑丸で廻航中に父島から送った南島商会発・東京府下士族宛の景況報告や、帰還後に小笠原諸島に関して書いた評論の中で、この島々を結節点として展開している社会的・経済的交通が、「日本帝国」の法との関係において、きわめて特異な領域にあることを衝いている。

田口は次のように指摘する。小笠原諸島は、「日本帝国」によって法文上は「内地の一島」として位置付けられてきたため、関税法＝国際法上は横浜税関管轄下の「不開港場」のひとつとみなされている。したがって、この島々で「外國通航船」は公式には商品の売買を許されていないため、「アメリカ合衆国」籍の捕鯨船などが毎年寄港するものの、税関規則上は「これらは避難の爲に寄港したるものと見做さざる」を得ない状況である。しかし、「[[法文上の意味における] 内地の他港」と異なり、こうした状況に便乗して「小笠原島の歸化人若くは内地人にして直に外國船に乘込み海外に出發する者」がすくなくないため、「密商ありても恐ろしき所にあらず」と述べられている。

ここで田口も、父島寄留中に得た見聞に基づいて、小笠原諸島の「歸化人」が、ラッコ猟やオットセイ猟の「外国」船に雇われて「海外に出發」したり、寄港する「外国」籍の船舶と交易を展開しており、これらを「日本帝国」の出先機関たる島庁が例外的に追認している実態を、暗示している。ただ田口は、「歸化人の家にも参り色々話を致し候」と書いているものの、こうした「歸化人」をめぐる越境的な諸実践について、直接には言及し

ていない（田口 [1890]1990b: 521）。だが、この時点（1890年）での田口が、服部らの『日本之南洋』（1888年）をはじめ、小笠原諸島の生活世界に関して書かれた諸著作を、全く読んでいないとは考え難い。

その田口は、衆議院議員に当選した後の1897年の議会演説で、千島列島方面でのラッコ猟・オットセイ猟の労働過程と「日本帝国」の遠洋漁業政策との関係について、明快に持論を展開している。ここで田口は、遠洋漁業を主導できるのは、「アメリカ合衆国」や「イギリス帝国」領カナダで100トンほどのスクナーを調達し「南洋へ向つて、小笠原島邊を通つて、横浜を通つて」、「日本の金華山沖から千島邊に掛けて、鰐鰯獸、鰐虎を獵する」「西洋人」なのだ、と強調する。かれらは、「一丁字も識らないような人間」だが、「勇敢なる冒険なる」民間の移動民だ、と評価されている。そして田口は、「日本帝国」における遠洋漁業の発展のために政府の補助金など不要だと述べて、遠洋漁業奨励法案の廃案を強硬に主張している（田口 [1897]1990: 512-513）。小笠原諸島を「南洋」開発の拠点・モデルにすべきだと論じた田口は、「西洋人」の船乗りが主導し、小笠原諸島の「帰化人」らが銃手として担っていた、「北海」方面の遠洋漁業に関しても、造詣が深かったのである。

したがって田口の議論は、すでに出先機関の法的判断によって黙認されていた、「帰化人」と「外国」船乗組員との無関税の交易活動や、「帰化人」をめぐる越境的な漁労を、国際法＝関税法の法文上においても追認するための、提案として読まれるべきである。

田口は、自らが一方的に抱いていた「自由貿易」のイメージを、小笠原諸島をめぐる状況に対して、機械的に適用しようとしたのではない。むしろ、「ジャパン・グラウンド」の寄港地である小笠原諸島を結節点として展開してきた社会的・経済的交通のあり方が、田口にこの島々を「自由貿易」の恰好の実験場として見出させた点を見逃してはならない。小笠原諸島において、「帰化人」をめぐる生活世界は、「日本帝国」の「南洋」開発論によって、理想的な利用・取り込みの対象として、＜発見＞されたのである。

5 「南洋」開発と生活世界の軌轢

——「帰化人」労働力の利用計画をめぐる——

では、以上のような「南洋」開発論をめぐる言説や実践の影響の下で、「日本帝国」やその出先機関たる出張所や島庁は、小笠原諸島の「帰化人」をめぐる展開していた社会的・経済的交通を、どのように取り込もうとしていったのだろうか。また、「帰化人」をめぐる自律的な生活世界は、「日本帝国」の「南洋」開発政策にどのように対応していっ

たのだろうか。

5-1 焦点としての漁業

小笠原諸島への（「外国」籍の）捕鯨船の寄港は「日本帝国」による本格的な占領の開始後も、漸減しつつ続いていた。また既述のように、「帰化人」と呼ばれるようになった人びと（の祖先）の多数は、（元）捕鯨船員であった。にもかかわらず、この島々を拠点として営まれる捕鯨業は、1860年代に万次郎が、徳川幕府のバックアップを受けつつ、移住民たちを船員として雇い入れて「米国式」の捕鯨を行って以来、実質的に断絶していた。

だが1890年前後に、東京府と小笠原島庁のバックアップを受けた伊豆の紀野吉郎兵衛という者が、「米人エムヂョイー」[下線原文ママ]を「射手」とし「漁夫十二人」を雇って「端艇二艘」で捕鯨業を組織しようとした。しかしこの試みは、数頭を捕獲したのみで挫折してしまったようである。続いて紀野の「同志者」であった鈴木幸吉郎と、父島に居住していた紀野佐平次という者が、「帰化人中鯨獵に老練なる者を雇入れ父島沿海に出漁し一頭を捕獲し」搾油にも成功したが、頼みの「帰化人」が北海道水産会社にラッコ獵の「銃手」として雇われてしまい、結局事業の継続は果たせなかったという（多川 1897: 14）。この際、「帰化人中鯨獵に老練なる者」でさえ、捕鯨船員よりラッコ獵船員になることを選んだ理由のひとつが、先述の好条件の報酬や労働環境にあったのは間違いない。

こうして、19世紀末に「帰化人」労働力を利用しつつ小笠原諸島を拠点とする捕鯨業を展開しようとした、「内国」出身者らの試みは、実を結ばなかった。

小笠原諸島を拠点とする遠洋漁業開発に、「帰化人」の労働過程を組織的に取り込んでいく計画は、田口や服部らによる南進論が隆盛した19世紀末からやや遅れ、20世紀初頭になって本格化する。

1905年の帝国議会は、小笠原諸島水産経営計画を、1906年から1912年までの7ヶ年の継続事業として可決した。その「大要」の柱として、次のような遠洋漁業構想が立てられている。それは、帆船を製造した上で、組織的に「之」[＝「帰化人」労働力]を利用して「南洋」に出漁し、鯖漁やウミガメ漁に従事させ、「男子は漁獲に女子は各島に上陸し之が製造に従事せしめ」、さらにその水産加工品を「内地」へ輸出する、という計画であった（菟田 1909: 14）（藤森 1910d: 13）。

この計画は、1908年の小笠原島遠洋漁業株式会社の設立とともに実行に移された。同会

社は、「小笠原丸」と名づけられた帆船で、小笠原島庁からの「囑託」事業として、父島を拠点に組織的な遠洋漁業を開始する。

ここで第一に注目されるのは、島庁から会社への「命令書」に書かれた、「囑託」事業の内容である。「緑攜龜」など従来から小笠原諸島近海で捕獲されてきた水産物のほか、「鮭鱒及鱈」や「鰐虎及鰐肭獸」の「捕獲試験」など、「帰化人」と呼ばれた人びとが漁労のために毎年移動していた「北海」方面の水産物も、列挙されている点である（外務省 1909）。第二に、この「小笠原丸」は「帰化人を乗組しむる豫定にて」わざわざ「新造」された、という点である（藤森 1910d: 14）。第三に目を引くのは、小笠原諸島の水産事業について報告する藤森三郎が、小笠原諸島は「南海第一の良港二見港を有し南洋開拓の根據地として絶好の位置にあ」と述べて、この島々を拠点とする水産事業開発を、「日本帝国」における「南洋」開発論の文脈に位置づけていることである（藤森 1910b: 24）。

また、当時小笠原島庁の水産技師であった菟田芝芽男は、「大日本水産会」における報告で、「遠洋漁業上より見たる小笠原島は天の時地の利人の和を得たるものと申しても敢て言ではありません」と強調している。菟田はその理由の一点目として、父島の二見港が「南洋中唯一天與の遠洋漁港」であることをあげる。そして二点目の理由を、「帰化人」（の祖先）の多くが、かつては捕鯨船員であって、現在は「海獸獵の遠洋漁船の銃手或は水夫として獨特の技能を持つて」おり、「本島 [=小笠原諸島] の遠洋漁業には過去の歴史を持つて居る」ことに求めるのである（菟田 1909: 14）。ここで菟田は、「日本帝国」の遠洋漁業開発にとって、小笠原諸島の地理的・環境的条件や「帰化人」をめぐる労働過程が、ほとんどそのまま「利用」可能だとみなしている。彼は、「自由貿易」論者・田口らと同様、小笠原諸島が「南洋」開発の拠点として理想的な先行条件を備えていることを、＜発見＞したのである。

しかし、この水産事業計画は、「南洋」開発論を主導した田口が、「一丁字も識らない」「勇敢なる冒険なる」民間の移動民の「自由」に任せようとした、遠洋漁業の構想とは、資金調達の間でも事業計画の間でも似て非なるものになっていた。

まず、この水産事業は、「日本帝国」の国庫から99123円という莫大な支出を受けていた。小笠原島遠洋漁業株式会社も、出先機関である島庁の「囑託」事業として、しかも島庁が所有する帆船「小笠原丸」と物品を無料で借り受けるという財政的庇護の下で、漁業活動を展開したのである（外務省 1909）（菟田 1909: 14）。

また、上述の藤森によれば、当時の「帰化人」の中でも、ラッコ・オットセイ獵の「銃手若くは水先」としての技術を持たない者は、「産業無く生活に困難」をきたしていたと

いう。初春から初秋にかけてスクナーの船上の人となる「歸化人」の中にも、「漁期終り」島に帰ると、生計困難な者がいたらしい。この水産事業計画では、こうした状況にあった「歸化人」の経済的救済が企図されていたというのである（藤森 1910d: 13）。

このように、小笠原諸島を拠点とする遠洋漁業経営は、「日本帝国」の主権的なバックアップの下で、「帰化人」の漁労の技法を「利用」しつつ、かれらの経済的救済をも図ろうとする性質のものであった。こうして、小笠原諸島を拠点とする「南洋」開発構想は、「帰化人」をめぐる自律的な社会的・経済的交通を、「日本帝国」による主権的な介入によって統御していく方向へと、帰着していったのである。

5-2 生起する「帰化人の感情」

しかし、この「歸化人」労働力の動員案は、直前になって「都合に依り變更」されたらしい（藤森 1910d: 14）。その顛末の一部が、たまたま外務省の公文書類の中に収められ、わたしたちが読むことのできる形で残されている。父島在住の奥山千代一という男が、小笠原島遠洋漁業株式会社と「歸化人」の間に軋轢が生じていることに危機感を抱いて、1909年2月18日付けで外務省秘書官宛てに次のような至急便を送ったからである。

奥山によれば、小笠原島遠洋漁業株式会社は当初、「小笠原丸」の最初の航海に「歸化人等を乗組しめて北海々獣及び捕鯨業に従はしめんと」して、かれらに配当金を保証する「株券」まで配付していた。しかし、かれらは「小笠原丸」への雇用の約束を反故にされてしまった。会社側は、「船積小にして」これらの計画を実行に移すことが困難だとわかった、と説明したようである。

これを知った「歸化人等は約に違くと責出ると共に非常に激昂して乗船を謝絶したるのみならず殆んど無代償を以て株券を賣り拂ひ同船に對して悪感情を抱き居るのみならず必らず報ゆる」と言い出すような状況になったという。こうした中で、「小笠原丸」は「南洋」を移動しつつ経済活動に従事し、「鳥毛を満船して」父島に帰還してきた。これに対して、「歸化米人ロバット氏」——「帰化人」の中で有力者であったロバート・セーボレー Robert Savory だと思われる——は、ちょうど父島に滞在し布教活動に従事していた、「イギリス帝国」国教会系の海外福音宣教協会（SPG）の宣教師ライオネル・チャムリーに、同船がハワイ諸島に近い禁猟島のリシアンスキー島で「密獵濫獲」を行った、と訴え出たそうである。これを聞いたチャムリーは、「大いに其の不法を憤り」、小笠原島司の監督下にある会社の船が島庁の水産担当の「技師」を乗せ「堂々日本の國旗を翻して斯かる不法を爲すを顧みざる」ことを黙視できないとして、「米政府に告げて何等かの處置に出

でしむべしとて内密に種々の調査」を始めたという。

奥山は「不圖した機會」に、こうした経緯を、同じく「帰化人」中の有力者であったジョセフ・ゴンザレス Joseph Gonzales から聞いた、と書いている。そして奥山は、「イギリス帝国」籍であるチャムリーがわざわざ「アメリカ合衆国」政府にこの件を訴えるのは「甚だ疑問」であるとしながらも、「歸化人の感情」を考慮するとともに、「日米移民問題」など「國際的の問題」へと万一波及した場合を「憂慮」したため、「内地」へ戻った後のチャムリーの「動靜に注意」することを促すべくこの件を上申する、と結んでいる（外務省 1909）。

これを受け取った外務省通商局長が東京府知事に調査を依頼したところ、会社側は、「一小無人島ニ寄港シ滞在中徒然ノ餘リ捕鳥ヲ爲シタルコト」は認めたらしい。そこで外務大臣・小村壽太郎は府知事に、「他日容易ナラサル問題ヲ惹起ス」る可能性があるので「嚴重取締ヲ爲す様」申し入れところ、知事も小村に対して、島司にそのように命じておいた、と回答している（外務省 1909）。

こうして、小笠原島庁の庇護下にある会社が、「小笠原丸」に「帰化人」を雇用しなかったばかりか、そのまま小笠原諸島を拠点とする漁業経営を展開し続けたことは、「日本帝国」の出先機関たる島庁に対する「歸化人の感情」を、顕在化させる結果を生んだのである。

奥山が述べる「歸化人の感情」にどのような社会的水脈が流れているのかは、関連資料に乏しく、これまでのところ奥山自身の記述以上に手がかりはない。だがここからは、少なくとも次のことが読み取られる。顕在化した「歸化人の感情」に孕まれているのは、「ジャパン・グラウンド」の移動民の生活世界において培ってきた労働の技法を、「日本帝国」の出先機関が所有する帆船にあずけようとしたところ、出先機関の官吏らによって労働の場そのものが侵害され乗っ取られてしまったことへの、怒りなのである。

これまで検討してきたように、世紀転換期に隆盛した「自由貿易」論の影響下で構想された、小笠原諸島を拠点とする「南洋」開発は、「帰化人」をめぐる生活世界を理想的な先行条件として＜発見＞しながら、「日本帝国」の主権的な介入によってかれらの生活世界を統御しようとする傾向を強めていき、結局その生活世界を乗っ取る方向に展開してしまった。そして、「帰化人」と呼ばれた人びとの多くはその後、「ジャパン・グラウンド」の移動民の交通の中で培われてきた労働の技法を活かしつつ、「日本帝国」の主権的なバックアップを受けた開発の展開からは相対的に独立した、自律的な生活世界を展開していったのである。

6 おわりに

——「自由」な帝国の臨界——

矢野 暢は、「アジア主義」などの影響力が強く朝鮮や中国など大陸方向へのまなざしが強かった、世紀転換期までの「日本帝国」にあっては、「明治期『南進論』」は「傍系思想」にすぎなかったと指摘する。むしろ当時の南進論は、アジア太平洋戦争期の1930年代後半になってから、政官軍民を席卷した新たな「南進論」の隆盛によって、事後的に先駆的思想として祭り上げられ、「冒険的＝ロマン的な『南進論』者の活動だけが明治を代表するかのよう」に「歪曲」されてしまった、と論じられる。そして、「明治時代の『南進論』は一部の例外を除いて基本的には善意の思想であり、「基本的には軍事力よりは政治の力、強引な侵略には平和的な経済進出を考えたのであって、その意味では、どことなく平和主義的なニュアンスをまとっていた」[傍点原文ママ]と結論づけられる（矢野 1979: 59-60/78/187-188）。

わたしは、本稿で検討してきた田口や服部らの「南洋」開発論が、海軍力の拡大や小笠原・硫黄諸島以南への領土的拡張を声高に唱えなかったという点に関しては、この矢野の結論に同意する。しかし、「明治期」の「日本帝国」における南進論が「善意の思想」であり「平和主義的」であったとする矢野の結論は、やはり不十分だと考える¹¹¹⁾。

たしかに、田口らにとっても、小笠原島庁の官吏として「南洋」を拠点とする漁業開発を現場で主導した菟田らにとっても、小笠原諸島の——とくに「帰化人」をめぐる——生活世界は、「自由貿易」路線に基づいて交易や殖民を進めていく拠点・モデルとして、理想的なまでの先行条件を備えていた。かれらは、こうした先行条件を追認しつつ「自由」な経済活動に対する障壁を取り除いていけば、「日本帝国」は「南洋」へと自然に発展すると考えていた。

しかし他方で、小笠原諸島を「南洋」の拠点・モデルとみなす「自由貿易」論は、「日本帝国」のこの島々に対する「公式帝国」としての立場が定着していることを——換言すれば、「帰化人」が主権的・排他的な法によって占領の対象とされてきたことを——、その不可避の前提としていたのである。そして、本稿で検討してきたように、「日本帝国」による「南洋」開発の言説と実践が、小笠原諸島を拠点とする自律的な社会的・経済的交通と接触を深めていく過程で、「帰化人」をめぐる生活世界は、次第に主権的な力による

¹¹¹⁾ ただし、矢野自身の論述も細部においては、上述の結論からブレをみせている。たとえば、「明治期『南進論』の7つの特徴」のひとつとして、「領土拡張欲と結びついた」「探検」への熱烈な関心をあげ、「探検」とは平時における戦争以外のなにものでもなかった」と述べている点などである(矢野 1979: 62)。

取り込みの対象として把握されるようになり、ひいては乗っ取りの対象にすらなっているのである。

山室（2003）を援用しつつすでに述べたように、帝国とは、原理的に言えば、外延を無限に拡大しようとする運動そのものである。だが、主権的な国民国家を基盤としてしか成立し得ない「近代の帝国」は、「中心」から放射状に外延を拡大しようとする傾向性と同時に、新たにその影響下に巻き込まれた人びとを、「周縁」における排他的な法の下に定着させ、明確なボーダー＝国境を確定しようとする傾向性ももっている。国民帝国とは、この二重の傾向性が結合した運動体である。

この国民帝国の二重性は、「日本帝国」における遠洋漁業の発展が、主権的な介入によってではなく、「一丁字も識らない」が「勇敢なる冒険なる」民間の移動民の実践によってのみ可能だと喝破した、田口卯吉のアポリアでもある。ここには、田口において最も純化された形で示された、「日本帝国」における＜自由貿易の帝国主義＞の臨界領域が、現れている¹²⁾。田口にとって小笠原諸島は、「自由開港場」にすれば「我邦の香港」にもなり得ると期待された島々であった。だが小笠原諸島は、「日本帝国」が、例外的な法によって「帰化人」をめぐる自律的で越境的な社会的・経済的交通を追認しながら、主権的・排他的な法域としてつなぎとめてきた島々でもあった。＜自由貿易の帝国主義＞は、国民帝国にとっての帝国主義であるかぎり、開発という場面において、一定の局面では主権的な力を縮減できても、結局のところ主権的な力に依拠せざるを得ないのである。

だが同時に、「日本帝国」がその主権的な力によって、小笠原諸島の「帰化人」をめぐる生活世界を取り込もうとすると、*「ジャパン・グラウンド」*の移動民の交通の中で培

¹²⁾ 森 久男は、田口が「自由主義」経済学の「日本帝国」への導入者であると同時に、「日本最初の体系的植民政策の樹立者でもあり」、「日本における『自由貿易の帝国主義』の主唱者であった」ことを、日清戦争後問題となった台湾統治政策に関する彼の言論活動を検討しながら、説得的に論証している。田口は、日清戦争時に一貫して主戦論を貫き、「帝国主義」者と自称してさえいた。また周知のように、日清戦争後の「日本帝国」は、下関条約によって国際法の法文上では台湾島の領有権を承認されたわけだが、そうした取引の傍らで、この島には、「日本帝国」の主権的・排他的な法を導入・定着させるために軍が大規模に展開され、人びとは反乱一鎮圧のただなかに置かれていたのである。だが他方で、当時の田口は、「日本帝国」が、「新占領地」＝台湾島に、「イギリス帝国」流の「自由主義」路線に倣った「自由貿易」港を設置して、当の「イギリス帝国」領の「自由貿易」港である香港島と競争させ、この島を北西太平洋における交易の中心地として開発すべきだ、と主張していた。田口は、台湾島の占領に際して、(1) 帝国議会予算からの多額の財政支出による農業育成＝殖産興業路線、(2) 主要産業の専売制、(3) 糖業など民間経営への保護政策など、台湾総督府が打ち出した政策にことごとく反対の論陣を張り、総督府にとっては目の上のたんこぶのような存在であったという(森 1977: 25-51)。田口の言論活動は、日清戦争の前後で「変節」したとみなされる向きが強いが、以上から理解されるように、台湾島に対する田口の議論は、小笠原諸島を拠点として構想された「南洋」開発論と、明確な連続性をもっているのである。したがって田口は、「日本帝国」が「海洋帝国」として拡大していく局面で、一貫して＜自由貿易の帝国主義＞の主導者であり続けたと考えられる。

われてきたかれらの生活世界は、「日本帝国」の開発のベクトルから逸脱・離脱する力をも胚胎していた⁽¹³⁾。「ジャパン・グラウンド」は、「日本帝国」の「南洋」として把握されながら、「日本帝国」から＜脱臼＞し続けていったのである。

19世紀後半から20世紀初頭に、小笠原諸島—「南洋」をめぐる展開した言説群と諸実践は、「自由」な帝国の論理とその臨界が最も先鋭的な形で表れた、アリーナなのである。

付記

本稿は、筆者が京都大学文学研究科に提出した博士学位請求論文『移動民・移住民の島々における占領経験と労働・生活世界の変容——小笠原諸島をめぐる「近代」経験の歴史社会学的研究』（石原 2005）の第4・5・6・7章のそれぞれ一部を統合し、大幅な加筆・修正を加えたものです。博士論文を審査していただいた、松田素二、落合恵美子、杉本淑彦の3先生に、深く感謝します。

引用部分の旧字体については、なるべく原文を尊重するよう努めた。引用箇所において筆者が補足を加えた部分には、[] を付している。引用文中の日本語訳については、訳書・訳文が存在するものについても原著を参照の上訳文を変更させていただいた場合がある。関連文献のすべての訳者に感謝する。文中の年月日については、煩雑さを回避するため、経験的時間を均質化する危険を承知で、すべて陽暦で統一した。また、こんにち「小笠原」や「沖縄」などと呼ばれる島々は、これまで多様な呼び方がなされてきており、そのいずれの名にも政治的・社会的な力が孕まれているが、本稿では原則として、現在「日本国」内で使用されている名称で統一した。

なお本稿は、2003～2005年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。

文献・資料

Cholmondeley, Lionel B., 1915, *The History of the Bonin Islands: From the year 1827 to the year 1876 and the Nathaniel Savory, One of the Original Settlers, to which is added a short supplement dealing with the islands after their occupation by the Japanese*, Archibald Constable and Co. Ltd.

江戸幕府、[1853]2001、「江戸幕府取調記録」、川澄哲夫 編著・鶴見俊輔 監修『増補改訂版 中浜万次郎集

⁽¹³⁾ このように、「中心」を頂点としながら「周縁」へと外延的拡大を続ける国民帝国の傾向性からも逸脱・離脱しながら、自律的・越境的に生成・反復する力を、石原(2006a)では＜脱周縁化＞という概念によって位置づけた。

成』小学館。【以下『集成』と略記】

藤森三郎、1910a、「小笠原島水産業の近況」『水産研究誌』5巻5号、水産交友會。

——、1910b、「小笠原島水産概況」『水産研究誌』5巻6号。

——、1910c、「小笠原島水産業概況」『水産研究誌』5巻7号。

——、1910d、「小笠原島水産概況」『水産研究誌』5巻8号。

外務省編、1909、『明治四十二年 帆船小笠原丸行動取調一件』。【外務省外交史料館蔵】

——、1955、『日本外交文書：自明治九年一月至明治九年十二月6巻』。

——、1987、『続通信全覧 類輯之部35』雄松堂出版。

Gallagher, John & Robinson, Ronald, 1964, *The Imperialism of Free Trade*, in Nadel, George H. & Curtis, Perry (eds.), "Imperialism and Colonialism", The MacMillan Company. (=1983、川上 肇・住田圭司・柴田敬二・橋本礼次郎 訳「自由貿易帝国主義」『帝国主義と植民地主義』お茶の水書房。)

ハート、マイケル・長原 豊、2003=2003、コーソ、サブ 訳「帝国を超えて——遍在する反乱」『現代思想』31巻2号、青土社。

長谷川雄一、1998、「解説」『明治人による近代朝鮮論 影印叢書4巻：東学党・日清戦争1』ペリカン社。

服部 徹・渡邊義方、1888、『日本之南洋』南洋堂。【国立国会図書館蔵】

服部 徹、1888a、「自序」『日本之南洋』同上。

——、1888b、「自序」、曲直瀬 愛・服部 編『小笠原嶋物産略誌』東京書林。

——、1891、『南洋策』三省堂。【国立国会図書館蔵】

——、[1894]1998、「小説 東学黨」『明治人による近代朝鮮論 影印叢書4巻』。

Hawks, Francis L. (ed.), 1856, *Narrative of the Expedition of an American Squadron to China Seas and Japan, performed in the Year of 1852, 53 and 1854*, Senate Printer. (=1997、オフィス宮崎 訳『ペリー艦隊日本遠征記1巻』栄光教育文化研究所。)

菟田芝芽男、1909、「小笠原島の水産」『大日本水産會報』316号、大日本水産會事務所。

平田雅博、2000、『イギリス帝国と世界システム』晃洋書房。

ホブスン、ジョン、1902=1952、矢内原忠雄 訳『帝国主義』岩波書店。

Hohman, Elmo P., [1928]1972, *The American Whaleman: A Study of Life and Labor in the Whaling Industry*, Longmans, Green and Company, Reprinted by Augustus M. Kelley Publishers.

石原 俊、1999a、「軍事占領をめぐる知の重層的編成——沖縄におけるく歴史の収奪」『ソシオロジ』135号、社会学研究会。

——、1999b、「あるく占領経験」の社会学的考察——沖縄軍政における住民統治の変容と民主化運動の諸様態」『京都社会学年報』7号、京都大学文学部社会学研究室。

——、2000、「島嶼地域をめぐるく移住」の社会学——小笠原諸島における歴史民族誌の再文脈化作業から」『京都社会学年報』8号。

——、2001a、「く移住者」として生きるということ——小笠原諸島における一女性「ケテさん」をめぐる複数の歴史」『日本学報』20号、大阪大学文学研究科日本学研究室。

——、2001b、「く移住者」の島々についての『地域自立』『立命館言語文化研究』13巻1号、立命館大学国際言語文化研究所。

——、2002a、「海賊から帝国へ——小笠原諸島における占領経験の歴史社会学・序説」、ロング、ダニエル 編『小笠原学ことはじめ』南方新社。

——、2002b、「小笠原諸島におけるく男性の生活史——野沢幸男（ジェフレイ・ゲレー）さんインタビュー」、ロング 編『日本のもう一つの先住民の危機言語——小笠原諸島における欧米系島民の消滅の危機に瀕した言語と文化』科学研究費補助金「特定領域研究『環太平洋の「消滅に瀕した言語」にかんする緊急調査研究』」研究成果報告書。

——、2003a、「水兵たちと島人たち、あるいはく治外法権」の系譜学——琉球＝沖縄における蒸気軍艦の衝撃をめぐる、西 成彦・原 毅彦 編『複数の沖縄——ディアスポラから希望へ』人文書院。

——、2003b、「ペリー艦隊と沖縄・小笠原——日米関係で片づけられない島と海の民の出会い」【コラム：双曲線】『京都新聞』6月25日。

——、2003c、「く沖縄」の発見 1——琉球王国の自己呈示とヤマトからの視線を中心に」『InterCommunication』46号、NTT出版。

——、2003d、「く沖縄」の発見 2——欧米植民地帝国からの視線を中心に」『同上』。

- 、2005、『移動民・移住民の島々における占領経験と労働・生活世界の変容——小笠原諸島をめぐる「近代」経験の歴史社会学的研究』京都大学文学研究科博士学位請求論文。
- 、2006a【近刊】、「主権的な法と越境する生活世界——『日本帝国』占領下小笠原諸島の『帰化人』をめぐる自律的諸実践」『社会学評論』224号、日本社会学会。
- 、2006b【近刊】、「雑多なる移動民の公共圏——19世紀『ジャパン・グラウンド』における法・実践・暴力」、西川長夫 編『グローバル化の中で——国民国家を越境する公共圏の諸相——「植民地」と「都市」を軸とする比較歴史社会学的研究』科学研究費補助金研究成果報告書。
- 、2006c【近刊】、『近代日本と小笠原——移動民の島々と帝国』平凡社。
- 、2006d【近刊】、「移動民と『近代日本』——帝国を離脱する公共圏」、義江彰夫・金 泰冒 編『シリーズ「公共哲学」：定住民・移住民と公共性』東京大学出版会。
- 琴 秉洞、2001、『増補新版 金玉均と日本——その滞日の軌跡』緑陰書房。
- 松平康夫、1989、「田口卯吉と小笠原殖産政策」『東京人』20号、東京都文化振興会。
- 松野尾 裕、1996、『田口卯吉と経済学協会——啓蒙時代の経済学』日本経済評論社。
- 望月雅彦、1992、「玉置半右衛門と島島開拓——明治期邦人の南洋進出の視点から」『南島史学』40号、南島史学会。
- 森 久男、1977、「日清戦後経営と台湾——田口卯吉の台湾統治政策批判」『アジア経済』18巻11号、アジア経済研究所。
- 森田勝昭、1994、『鯨と捕鯨の文化史』名古屋大学出版会。
- 武藤秀太郎、2003、「田口卯吉の日本人種論——その変遷と中国認識」『日本経済思想史研究』3号、日本経済思想史研究会。
- 小花作助 編、1853、『米國軍艦プリマス号來航時領有宣言銅板拓本』。【小笠原村教育委員会 蔵：小花作助関係資料】
- 、1853-1854、『亞米利加合衆國ペリヨリ昔年小笠原住民ト議定書並ニペリヨリ住民ナサニヨールセイボレヘ遺ス書簡横文字』。【小笠原村教育委員会 蔵：小花作助関係資料】
- 、1861-1863、『文久年間 小笠原島御開拓御用留』。【小笠原村教育委員会 蔵：小花作助関係資料】
- 、1873-1876a、「六二 内務省出張所被置候旨御達書」『明治六年十二月ヨリ同九年十二月ニ至ル小笠原島要録 初篇』。【小笠原村教育委員会 蔵：小花作助関係資料】
- 、1873-1876b、「七二 出張所職制及事務章程」『同上』。
- 、1878a、「五五 渡航船ノ儀ニ玉置半衛門外一人出願ニ付庶務局ヘ掛合」『明治十一年一月ヨリ同年十二月ニ至ル 小笠原島要録 三篇』。【小笠原村教育委員会 蔵：小花作助関係資料】
- 、1878b、「九二 在勤官員官宅新築ノ儀ニ付伺書」『同上』。
- 、1878c、「九三 右断入札請負ノ儀会計局江依頼書」『同上』。
- 、1878-1880、「七九 十二年度定額金の儀ニ付本省ヨリ達」『明治十一年十二月ヨリ 小笠原島要録 四篇』。【小笠原村教育委員会 蔵：小花作助関係資料】
- Perry, Matthew, 1968, *The Japan Expedition 1852-1854: The Personal Journal of Commodore Matthew Perry*, edited by Pineau, Roger, Smithsonian Institution Press. (=1985、金井 圓 訳『ペリー提督日本遠征日記』雄松堂出版。)
- レーニン、ウラディミール、1916=1956、宇高基輔 訳『帝国主義』岩波書店。
- Ruschenberger, William Samuel Waithman, [1838]1970, *Narrative of a Voyage round the World, during the Years 1835, 36, and 37; including a Narrative of an Embassy to the Sultan of Muscat and the King of Siam*, Vol.2.
- 坂田諸遠 編、1874【→本文注では「坂田 1874-7」と表記】、「小笠原島紀事 七」。【東京都公文書館・小笠原村教育委員会 蔵】
- 、1874【→坂田 1874-8】、「小笠原島紀事 八」。【東京都公文書館・小笠原村教育委員会 蔵】
- 、1874【→坂田 1874-10】、「小笠原島紀事 捨」。【東京都公文書館・小笠原村教育委員会 蔵】
- 、1874【→坂田 1874-13】、「小笠原島紀事 十三」。【東京都公文書館・小笠原村教育委員会 蔵】
- 島津久包、[1851]2001、「琉球在番奉行取調記録」『集成』。
- 鈴木高弘、1990、「明治前期小笠原諸島開拓の群像」『東京都立小笠原高等学校研究紀要』4号。
- 多川 勇、1897、「小笠原島水産沿革」『大日本水産會報』185号。
- 田口卯吉、1877、『自由交易日本經濟論』經濟雜誌社。
- 、[1890]1990a、「南洋經略論」、鼎軒田口卯吉全集刊行委員会 編『鼎軒田口卯吉全集 4巻』吉川弘文館。

- 、[1890]1990b、「南洋通信」『鼎軒田口卯吉全集 8巻』。
- 、[1890]1990c、「南島巡航記（抄）」『鼎軒田口卯吉全集 8巻』。
- 、[1891]1990a、「南洋貿易事務報告」『鼎軒田口卯吉全集 4巻』。
- 、[1891]1990b、「小笠原島の現状」『鼎軒田口卯吉全集 4巻』。
- 、[1897]1990、「遠洋漁業奨励法案に對して——明治三十年三月十九日衆議院に於ける演説」『鼎軒田口卯吉全集 4巻』。
- 高橋 章、1999、『アメリカ帝国主義成立史の研究』名古屋大学出版会。
- 東京都 編、1973、『東京市史稿 市街編第64』。
- 、1980、『東京市史稿 市街編第71』。
- U.S. Senate (ed.), 13 November 1852- 20 January 1855【→本文注では「U.S. Senate 1852-1855」と表記】、*Correspondence relative to the Naval Expedition to Japan*, 33rd Congress, 2nd Session, Senate, Executive documents, No.34.
- 山室信一、2003、「『国民帝国』論の射程」、山本有造 編『帝国の研究——原理・類型・関係』名古屋大学出版会。
- 矢野 暢、1979、『日本の南洋史観』中央公論社。
- 横尾東作、1891、「序」、服部 徹『南洋策』。

(いしはら しゅん・千葉大学社会文化科学研究科)

The Critical Point of “the Imperialism of Free Trade”: An Analysis about the Discourses and Practices on “Nan-yo” of “the Empire of Japan”, 1853-1910

Shun ISHIHARA

In the 19th Century the Ogasawara/Bonin Islands were the center of the automatic life world in the Northwestern Pacific Ocean called “Japan Ground” by the seamen and whalers. From 1830 to 1875 the settlers of the Ogasawara Islands came from all parts of the world. They contacted and traded with whalers who stopped at these islands. In 1875 “the Empire of Japan” began to occupy these islands and these settlers were naturalized to “Japanese”, but these people named “kikajin”(meaning naturalized people) re-arranged and kept their automatic life world. They kept trading with “foreign” seamen who stopped at these Islands. After 1870’s they were employed as hunters by the “foreign” schooners to the Sea of Okhotsk for fur-seal hunting every year, often “violating” the border of “Russia” or “Japan”.

Under such condition the Ogasawara Islands and the life world of the settlers attracted the attention of the politicians, economists, journalists and explorers in “the Empire of Japan” in 1880’s and 1890’s. The oceans and islands in “Japan Ground” were named “Nan-yo”(meaning the southern ocean of “the Empire of Japan”). They “found” the Ogasawara Islands the center or the strongpoint of the oceans and islands in “Nan-yo” and the very model of the development of “Nan-yo”. About that time the key word of the discourses and practices on “Nan-yo” was “Jiyu-koueki”(meaning free trade).

Before the occupation of “the Empire of Japan” the Ogasawara Islands and “Japan Ground” had been focused by “the British Empire”(e.g. Rutherford Alcock), the United States of America(e.g. Matthew Perry) and the Tokugawa Regime(e.g. “John Mung”) as the proving ground of the development based on the principle of “free trade”. After the occupation the Ogasawara Islands came to be regarded as the strongpoint and the model of “Nan-yo” by the discourses and practices which supported “Jiyu-koueki”(e.g. Ukichi Taguchi, Tohru Hattori and Han-emon Tamaki). Such

discourses and practices supported utilizing the life world around “kikajin(s)” in the Ogasawara Islands, especially their automatic and border-transgressing practices. They promoted the development of the Ogasawara Islands and “Nan-yo” through the “free” trading and colonizing without strong sovereign or military power.

However in 1900's the development of the Ogasawara Islands became the big undertaking accompanied with the strong sovereign power and the large budget of “the Empire of Japan”. The “Ogasawara-sima En-yo Gyogyo Kaisha”(meaning “the Ogasawara Islands Pelagic Fishery Company”) which was founded and backed up by the local agency of “the Empire of Japan” took the initiative in this undertaking. Moreover the company began to appropriate the life world around “kikajin(s)”. In 1910 the naturalized people in the Ogasawara Islands repelled the local agency to defend their automatic life world.

“Nan-yo” was “found” the ideal proving ground of the development based on the principle of “free trade”, and/but “Nan-yo” was the critical point of such development. This critical point was the inevitable and immanent result of “the imperialism of free trade”(by J. Gallagher & R. Robinson).